

介護保険負担限度額の申請には、次の提出書類が必要となります。

提出書類

1 申請書

- ・配偶者がいる場合は、全ての欄を必ず記入してください。
- ・配偶者が市外にいる場合は、配偶者の非課税証明書を添付してください。

2 同意書

*生活保護受給者は添付不要

- ・申請の際に同意書を添付することが定められていますので、必ず提出してください。

3 預貯金額等がわかるものの写し（通帳等の写し等）

*生活保護受給者は添付不要

資産の種類については以下の表にてご確認ください。

資産要件に該当するもの	提出書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) *通帳の支店名・口座番号が確認できる写しと、申請日の直近から、原則として2カ月前までの写しを添付してください。 総合通帳の場合、預金がない場合でも、普通貯金と定期貯金部分の両方が必要です。本人及び配偶者のすべての口座を添付してください。 *通帳の記帳は、申請日当日にお願いします。
有価証券(株式・国債・地方債・社債・東とくしま農業協同組合の出資金など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) *どこの株を何口持っているのか確認できるものを添付。
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	提出書類はないが、自己申告による申告が必要
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など

※ 個人番号を記載する申請書について

申請をされる場合は、個人番号のご記入をお願いいたします。

ご本人が提出される場合は、身分証の提示と併せて(写真付身分証が無い場合、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証、年金手帳などのうち2点の提示が必要です)、マイナンバーカードもしくは通知カードの提示(写しも可)をお願いいたします。

代理の方が手続をされる場合は、申請者ご本人及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード(写しも可)の提示に併せて、代理人の方の身分証も提示くださるようお願いいたします。代理権の確認のため委任状の提出、又はご本人及び配偶者の健康保険証(介護保険被保険者証も可)の提示をお願いいたします。

なお、郵送で申請をされる場合もマイナンバー、身分証、代理権の確認をさせていただきますので、確認できるものの写しを必ず同封して下さい。